

1 平戸市小形風力発電（20kW 未満）施設設置に関するガイドライン（案）

2 1 目的

3 このガイドラインは、平戸市において小形風力発電施設（20kW 未満）及び施設建設に
4 伴う送電線等の付帯設備（以下「小形風力発電施設等」という。）の設置を行う事業者等
5 に対して、事業概要を明らかにするための手順や施設の設置等にあたり遵守すべき事項
6 を定めることにより、生活環境や自然環境等に配慮するとともに、市民相互の理解のも
7 と円滑に再生可能エネルギーの導入を推進してくため、本ガイドラインを制定する。

8 2 対象となる施設等

9 (1) 対象施設

10 本ガイドラインは、本市において小形風力発電施設等の新設、増設又は改修をする
11 場合とする。

12 (2) 対象地域

13 本ガイドラインの対象地域は、平戸市全域とする。

14 ただし、生活環境及び景観保全等の観点から、住宅周辺、自然公園等区域、平戸市
15 景観条例（平成 21 年平戸市条例第 21 号）における重点景観計画区域、重要文化的景
16 観並びに伝統的建造物群保存地区に指定された区域及び世界文化遺産へ推薦する地域
17 （緩衝地帯を含む。）への設置は、避けること。

18 3 設置等にあたっての基準

19 事業者等は、小形風力発電施設等の設置にあたっては、以下について遵守するものと
20 する。

21 なお、事業者等には、施設所有者、土地所有者、機器メーカー、設計事業者、施工事
22 業者、保守点検・維持管理を行う事業者及びコンサルタント業務等の小形風力発電施設
23 等の設置に関連する業務に従事する事業者を含むものとする。

24 (1) 住宅等からの距離

25 ア 対象となる小形風力発電施設等については、最も近い住宅等と当該小形風力発電
26 施設等との距離が地上と風車の最高点との長さの概ね 3 倍以上かつ、本ガイドライ
27 ンで定める騒音の基準値内であることとする。

28 なお、対象となる住宅の居住者等の了承がある場合は、この限りでない。

29 イ 住宅等との距離は、住宅等と風車におけるタワー基礎部分との水平距離をいう。

30 ウ 住宅等には、学校、幼稚園等の文教施設、医療機関、保健・福祉施設等を含むも
31 のとする。

32 (2) 騒音

33 最も近い住宅等において、環境基準法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規
34 定に基づく騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値内（昼
35 間 55 デシベル以下、夜間 45 デシベル以下）とする。

36 (3) 低周波音

37 最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波による物
38

39 的及び心身に係る苦情等に関する参考値内とする。

40 (4) 電波障害

41 テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずるものとす
42 る。

43 (5) 自然環境

44 自然環境に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講ずる
45 ものとする。

46 (6) 景観

47 ア 平戸市景観条例（平成 21 年平戸市条例第 21 号）第 5 条及び第 6 条の規定を遵守
48 し、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画する
49 ものとする。

50 イ 小形風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周辺の環境と調和が図られる
51 こととする。

52 ウ 事業者等は、景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害す
53 る場合は、必要な措置を講ずるものとする。

54 エ 小形風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若し
55 くは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最
56 小限の広告物のみを表示するものとする。

57 (7) 光害

58 小形風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、周辺環境への
59 影響が発生しないよう、必要な措置を講ずるものとする。

60 (8) 災害防止

61 ア 災害発生時の緊急連絡体制を整備するものとする。

62 イ 雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講ずるものとする。

63 ウ 土砂災害計画区域及び急傾斜地等への設置は災害防止の観点から避けること。

64 (9) 文化財

65 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 1 条に規定する文化財の保護及び活用
66 が図られるよう計画するものとし、指定文化財（史跡、名勝地等を含む）及び埋蔵文
67 化財以外の文化財についても、小形風力発電施設等の設置の影響から保護するよう努
68 めるものとする。

69 4 設置等にあたっての調整手順

70 (1) 市の窓口

71 事業者等は、文化観光商工部商工物産課を市の窓口として、小形風力発電施設等の
72 設置等について、市の所管課と協議するものとする。

73 (2) 設置等に関する事前説明

74 事業者等は、小形風力発電施設等の設置計画の概要について、市に対し事前に説明
75 を行うものとする。

76 (3) 自治会及び近隣住民等への説明

- 77 ア 事業者等は、設置等の地域及び規模の概要を計画した時点で、関係する自治会及
78 び近隣住民等に対して説明会を実施するものとする。なお、説明会で出された質疑、
79 意見、要望等には、適切に対応するものとする。
- 80 イ 事業者等は、設置等に係る進捗状況等について、関係する自治会及び近隣住民等
81 に対して、情報を提供するとともに、関係者等への理解促進に努めるものとする。
- 82 (4) 法規制等に係る協議
- 83 事業者等は、小形風力発電施設等の設置に係る法規制等について、市の所管課及び
84 関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。
- 85 なお、想定される主な規制等は別表のとおり。
- 86 (5) 専門家等の意見聴取
- 87 市は、生活環境、自然環境及び景観等の保全の観点から、必要に応じて専門家等の
88 意見を聴取するものとする。
- 89 5 設置等に関する届出
- 90 事業者等は、国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請を行う前までに、市に
91 対して小形風力発電施設等の設置に関する届出書（様式第1号）に必要な関係書類を添
92 えて提出するものとする。なお、届出書提出後、事業の変更又は中止する場合には、小
93 形風力発電施設等の設置変更（中止）届出書（様式第3号）を市へ提出するものとする。
- 94
- 95 6 設置後の維持管理等
- 96 (1) 事業者等は、小形風力発電施設等の設置が完了したときは、小形風力発電施設等の
97 設置完了報告書（様式第4号）を設置完了後30日以内に市に提出するものとする。
- 98 (2) 事業者等は、設置した小形風力発電施設等について正常な機能を維持し、破損又は
99 事故等を未然に防止するよう努めるものとする。
- 100 (3) 事業者等は、設置後に騒音、電波等周辺環境への影響が発生したときには、原因を
101 調査し誠意を持って対応するとともに、その内容を市へ報告するものとする。
- 102 (4) 事業者等は、設置した小形風力発電施設等を廃止又は譲渡するときは、小形風力発
103 電施設等廃止（譲渡）報告書（様式第5号）を市に提出するものとする。なお、廃止
104 をしたときは、速やかに施設を撤去するものとする。
- 105 7 ガイドラインの見直し
- 106 本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すことと
107 する。
- 108 8 その他
- 109 (1) 事業者等は、本ガイドラインのほか再生可能エネルギー施設の設置に関連するガイ
110 ドライン等を遵守するものとする。
- 111 (2) 事業者等は、小形風力発電施設等の設置について、住民等から苦情等の申し入れが
112 あったときは、その内容を市へ報告するとともに、誠意を持って対応するものとする。
- 113 (3) 本ガイドライン施行前に小形風力発電施設等の設置を計画している事業者等は、「5
114 設置等に関する届出」に定める小形風力発電施設等の設置に関する届出書、既に小形

115 風力発電施設等を設置した事業者等については、「6 設置後の維持管理等」に定め
116 る小形風力発電施設等の設置完了届出書の提出を求めるものとする。
117 (4) 本ガイドラインを遵守しない事業者等については、事業者名、事業概要等を公表す
118 るものとする。
119

120 別表 想定される主な法規制等

No.	法令等項目	問い合わせ先
1	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出	都市計画課
2	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	都市計画課
3	都市計画法に基づく開発許可	都市計画課
4	河川法に基づく工作物の新築等の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	建設課
5	港湾法に基づく港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用の許可、臨港地区内における行為の届出	水産課
6	漁港漁場整備法に基づく漁港区域内の水域・公共空地及び甲種漁港施設の占用許可等	水産課
7	海岸法に基づく海岸保全区域等の占用許可	水産課・農林課 建設課
8	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	建設課
9	砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	建設課
10	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域内の行為許可	建設課
11	道路法に基づく届出	建設課
12	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市の農業振興地域整備計画の変更手続	農林課
13	農地法に基づく農地転用許可	農業委員会
14	森林法に基づく林地開発許可等手続、伐採及び伐採後の造林の届出手続	農林課
15	森林法に基づく森林の土地の所有者届出制度に基づく届出	農林課
16	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡、名勝、天然記念物指定地の現状変更許可	文化交流課
17	土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	県地域環境課
18	自然公園法に基づく工作物新築許可等	観光課
19	長崎県立自然公園条例に基づく県立自然公園内の開発行為等の許可申請又は届出	観光課
20	長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく自然環境保全地域等における行為許可等	県北振興局総務課
21	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区の行為許可等	市民課

22	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の行為許可	農林課
23	環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続	市民課
24	建築基準法に基づく建築物又は工作物の建築確認申請	都市計画課
25	電波法に基づく伝搬障害防止区域に建設する場合の届出	九州総合通信局無線通信部陸上課
26	景観条例に基づく届出	都市計画課
27	法定外公共物管理条例に基づく届出	建設課

121

122

123

※掲載した関係法令等は、参考として例示したものであり、その他に該当となる法令等については、法令等を所管する行政機関等へ照会してください。

137 様式第2号

138

139

ガイドライン「3 設置等にあつたての基準」に関する該当状況

140

No.	項目	該当の有無	確認・相談先等
1	住宅等からの距離 ・最も近い住宅等までの距離： メートル	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	
2	騒音 ・騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値以内	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	
3	低周波音 ・環境省「低周波音問題対応の手引書」の物的及び心身に係る苦情等に関する参考値内	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	
4	電波障害 ・テレビ電波等への影響	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	
5	自然環境	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	
6	景観 ・平戸市景観条例等への対応	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	
7	光害 ・周辺環境への影響等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	
8	災害防止	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	
9	文化財 ・文化財等の保護等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	

141

142

143

※法規制等に係る項目は、国へ提出する「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」の写しを添付すること。

144

161 様式第4号

162

年 月 日

163

164 平戸市長

様

165

166

167

住 所（法人は所在地）

168

氏 名（法人は名称及び代表者氏名） ⑩

169

電話番号

170

171

172

小形風力発電設備等の設置完了報告書

173

174

下記のとおり小形風力発電設備等の設置を完了したので、関係書類を添えて報告します。

175

事業主体			
事業実施場所			
地目・面積	■地目	■面積	
土地の権利関係	<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 借地（地権者： ）		
事業規模	kW × 基		
工事完了年月日	年 月 日		
発電事業予定期間	（運転開始） 年 月 日から		
	（運転終了） 年 月 日まで		
緊急時連絡先	担当者	所属	
		氏名	電話番号
関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置配置図 ・ 設置完了写真 ・ 国の事業計画認定通知の写し ・ 維持管理に関する資料 ・ 緊急連絡体制に関する資料 ・ その他参考となる資料 		

176

177

194 参考様式1

195 関係者等への事業説明に関する報告書

196

開催日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
開催場所等	対象地区等： 会場名：
議題等	
出席者	
説明内容	
出席者から意見・要望等及びそれに対する対応等	
作成者氏名	事業者名等： 役職等： 氏名： ⑩
確認者氏名	自治会等名： 役職等： 氏名： ⑩

197 ※報告書は、開催場所毎に作成してください。

198 参考様式2

199

200

年 月 日

201

202

同意（承諾）書

203

204

205

事業者等名

206

様

207

208

209

210

〇〇〇自治会（団体）は、事業者〇〇〇より小形風力発電設備等の設置について説明を
211 受けました。

212

説明内容を了承のうえ、当該小形風力発電施設等の設置することに同意（承諾）します。

213

ただし、この同意（承諾）は、事業者〇〇〇が平戸市の小形風力発電施設等の設置に係
214 るガイドライン等を遵守することを条件とします。

215

216

217

・設置予定地：

218

・事業者等名：

219

・説明会開催日時：

220

221

・説明内容：

222

・付する条件：

223

224

225

226

227

228

229

230

自治会名等（団体）

231

232

代表者氏名

㊟

233

234

※記載内容は、あくまで例示したものであり、事業実施予定地域等の実情に応じた内容を記載して
235 ください。